

春日井の魅力発信パートナー取組実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が推進する春日井の魅力発信への活動に賛同する企業、団体等（以下「企業等」という。）が本市に協力して実施する取組について、必要な事項を定めるものとする。

(取組)

第2条 企業等は、春日井の魅力に係る情報発信パートナーとして、企業等が作成・所有する広告、ポスター、チラシ、ホームページ等において「Da Monde 春日井」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する取組（以下「取組」という。）を行うものとする。

2 前項の取組に必要な費用は、企業等が負担する。

(ロゴマーク)

第3条 ロゴマーク及びその使用方法については、別表のとおりとし、ホームページにおけるリンク用バナーのデザイン等については、必要に応じて市長が別に定めるものとする。

(使用手続)

第4条 取組を実施しようとする企業等は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 使用申請書（第1号様式）
- (2) ロゴマークの使用状況が分かる企画書等（利用イメージ案、原稿等）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の使用申請書を受理した場合は、必要な審査を行い、ロゴマークの使用を認めるときは、使用承認書（第2号様式）を当該使用申請書を提出した者に交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市及びその関係機関が使用するとき

- (2) 学校等が教育の目的で使用する時
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時
- (4) その他市長が適当と認めた時

3 市長は、前項の規定によるロゴマークの使用を承認する時は、必要な条件を付することができる。

(使用承認の制限)

第5条 市長は、次のいずれかに該当する時は、前条の申請を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる時
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用される時、若しくはその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがある時
- (3) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる時
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がロゴマークの使用を承認することが不適切であると認めるとき

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、使用の承認を得た日から1年間を限度とする。

(使用承認の取消し)

第8条 市長は、ロゴマークの使用を承認した者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する時は、ロゴマークの使用の承認を取り消すものとする。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当する時
- (2) この要綱の規定又はロゴマークの使用の承認に付した条件に違反した時
- (3) 虚偽又は不正の事実に基づき使用の承認を受けた時

2 市長は、前項の規定によるロゴマークの使用の承認の取消しによって生じた使用者及び第三者の損害に関し、一切の責任を負わない。

(使用状況等の調査)

第9条 市長は、ロゴマークの適正な使用を図るため必要と認めるときは、使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができる。

(事故、苦情等の処理)

第10条 使用者は、ロゴマークの使用に伴う事故、苦情等が発生したときは、自らの責任のもとに必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の事故、苦情等に関し、一切の責任を負わない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

別表

1 ロゴマーク



2 使用方法

上記のロゴマークの表記と併せて、次の内容のいずれかを示すこと。

- ・私たちは、春日井の魅力発信プロジェクトを応援します。
- ・私たちは、春日井の魅力発信を応援するパートナーです。

第1号様式（第4条関係）

使用申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

(申請者) 所在地
団体名
代表者氏名 印
電話番号
(使用責任者) 氏名
電話番号

春日井の魅力発信パートナーとして、「Da Monde春日井」ロゴマークを使用したいので、次のとおり申請します。

- 1 申請区分 新規 継続（承認番号第 号）
 変更（承認番号第 号）

2 使用目的及び内容

3 使用期間（1年以内の期間で記載してください。）

年 月 日 から 年 月 日まで

- 4 誓約事項 申請に当たり、次の事項を満たしていることを誓約するとともに、市税等の納付状況を市が調査することを承諾します。
- ・法令等に違反していません。
 - ・暴力団又は暴力団の構成員ではありません。
 - ・特定の政治、宗教、思想等の活動の意図又は目的とする団体ではありません。
 - ・市税等を滞納していません。

5 添付書類

「Da Monde春日井」ロゴマークの使用状況が分かる企画書（利用イメージ案・原稿案）等

第2号様式（第3条関係）

使用承認書

年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで申請のありました春日井の魅力発信パートナーとして「Da Monde春日井」ロゴマークを使用することについて承認します。

1 承認番号 第 号

2 使用期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 指示等事項

4 遵守事項

- (1) 「Da Monde春日井」ロゴマークを使用した物品等（以下「物品等」という。）を一般に販売、公開、配布等をする前にその写真又は現物を提出すること。
- (2) 申請した内容に変更があったときは、使用申請書（様式第1号）により速やかに変更の申請を行うこと。
- (3) 「Da Monde春日井」ロゴマークの使用を取り消されたときは、直ちにその使用を中止し、物品等の回収、撤去等を行うこと。

5 その他

本書に記載のない事項については、「春日井の魅力発信パートナー取組実施要綱」の定めるところによるものです。